

モニタリングの標準期間のイメージ (平成30年4月改定)

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回」とすることなどが想定されることに留意。

5月1日に新規に利用開始する場合の例

11月1日

支給決定の有効期間が
1年の場合

障害福祉
サービスの
利用者

地域相談支
援の利用者

障害児通所
支援の
利用者

支給決定(新規等)

支給決定の有効期間が
6か月の場合

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月

4月目 5月目 6月目 7月目 8月目 9月目 10月目 11月目 12月目

毎月実施

1月目 2月目 3月目

6月目

9月目

3月に1回
実施

12月目

6月目

6月に1回
実施

12月目

6月目

- 支給決定の有効期間の終期月に、モニタリングを実施。
- その結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案の作成等を併せて実施。
- この場合、計画作成費のみ支給する。

モニタリング実施標準期間の見直し時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示すモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下の通り。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害福祉サービス 障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自 立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日 中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養 介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

モニタリング報告書

利用者名: _____ 区分 _____ 相談支援事業所名 _____ 担当者 _____ 印 _____

受給者証番号 _____ サービス利用計画書作成日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 モニタリング実施日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ニーズ	サービス提供状況	本人・家族の感想・満足度	達成度	今後の課題・留意事項	計画変更の必要性
					有 無
					有 無
					有 無
					有 無
					有 無
					有 無

* 達成度は◎、○、△、×で記入する。

利用者同意署名欄	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
----------	----------------------------

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項（ポイント）

＊ 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）より抜粋

＜基本的考え方＞

「セルフプラン」自体は、対象当事者（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

＜留意事項（ポイント）＞

「セルフプラン」を・・・

- ① **「申請者が希望する場合」**：申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ② **「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」**：市区町村（都道府県）が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提
→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

上記（②）の場合には、市区町村は・・・

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

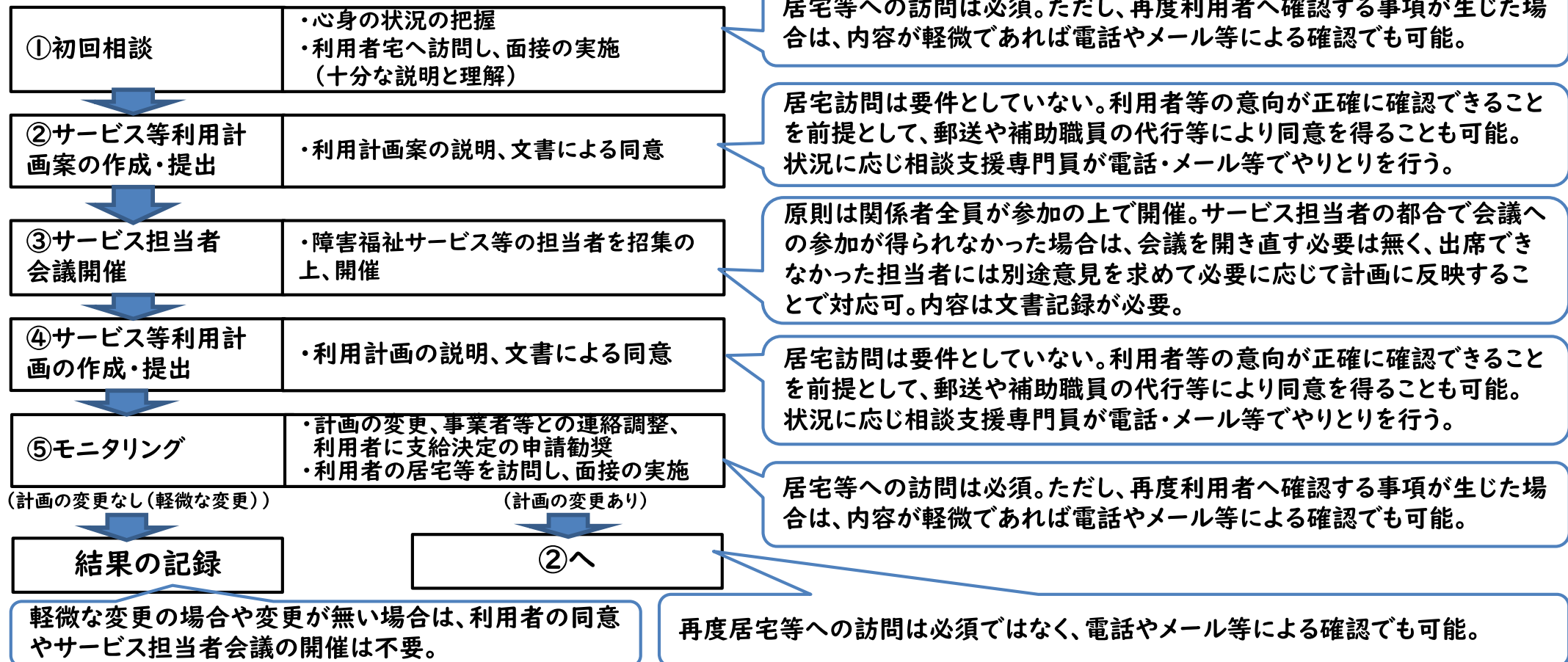
計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策（ポイント）

＊「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）より抜粋

（市区町村に求められる配慮の例）

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
 - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
 - ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
 - ・支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

○特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例



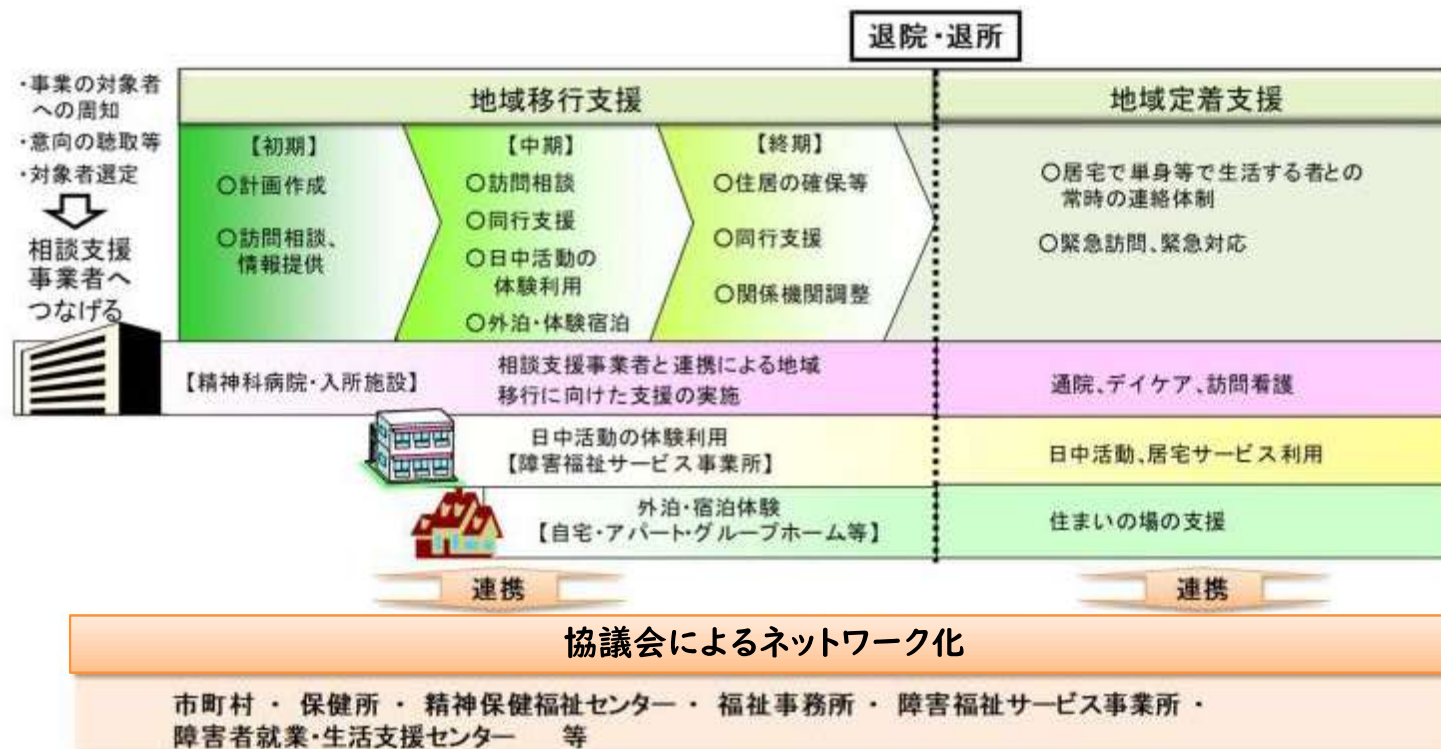
3 地域相談支援について

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）



報酬単価

（地域移行支援）	
・地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位/月
〃（Ⅱ）	3,062単位/月
〃（Ⅲ）	2,349単位/月
・初回加算 （利用を開始した月に加算）	500単位/月
・集中支援加算 （月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算）	500単位/月
・退院・退所月加算 （退院・退所月に加算）	2,700単位/月
・障害福祉サービス事業の体験利用加算 （障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算）	
開始日～5日目	500単位/日
6日目～15日目	250単位/日
・体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位/日
〃（Ⅱ）	700単位/日
（一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合）	
・ピアサポート体制加算	100単位/月
・居住支援連携体制加算	35単位/月
・地域居住支援体制強化推進加算	500単位/回
・特別地域加算	+15/100
（中山間地域等に居住している者に対して支援した場合）	
（地域定着支援）	
・地域定着支援サービス費	306単位/月
体制確保費	712単位/日
緊急時支援費（Ⅰ）	95単位/日
〃（Ⅱ）	100単位/月
・ピアサポート体制加算	100単位/月
・日常生活支援情報提供加算	100単位/回
・居住支援連携体制加算	35単位/月
・地域居住支援体制強化推進加算	500単位/回
・特別地域加算	+15/100

※ 精神障害者の退院促進支援事業の引き（平成19年3月日本精神保健福祉士協会）を参考に作成

	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	323事業所	525事業所
利用者数	596人	3,018人

国保連平成29年12月実績

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の基準

1. 対象者

（地域移行支援）

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象。
※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

（地域定着支援）

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - ・ 居宅において単身で生活する障害者
 - ・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等
- グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。
- ※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査（障害支援区分の認定は不要）
ただし、国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。（更新時は調査が必須）

2. サービス内容

（地域移行支援）

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

（地域定着支援）

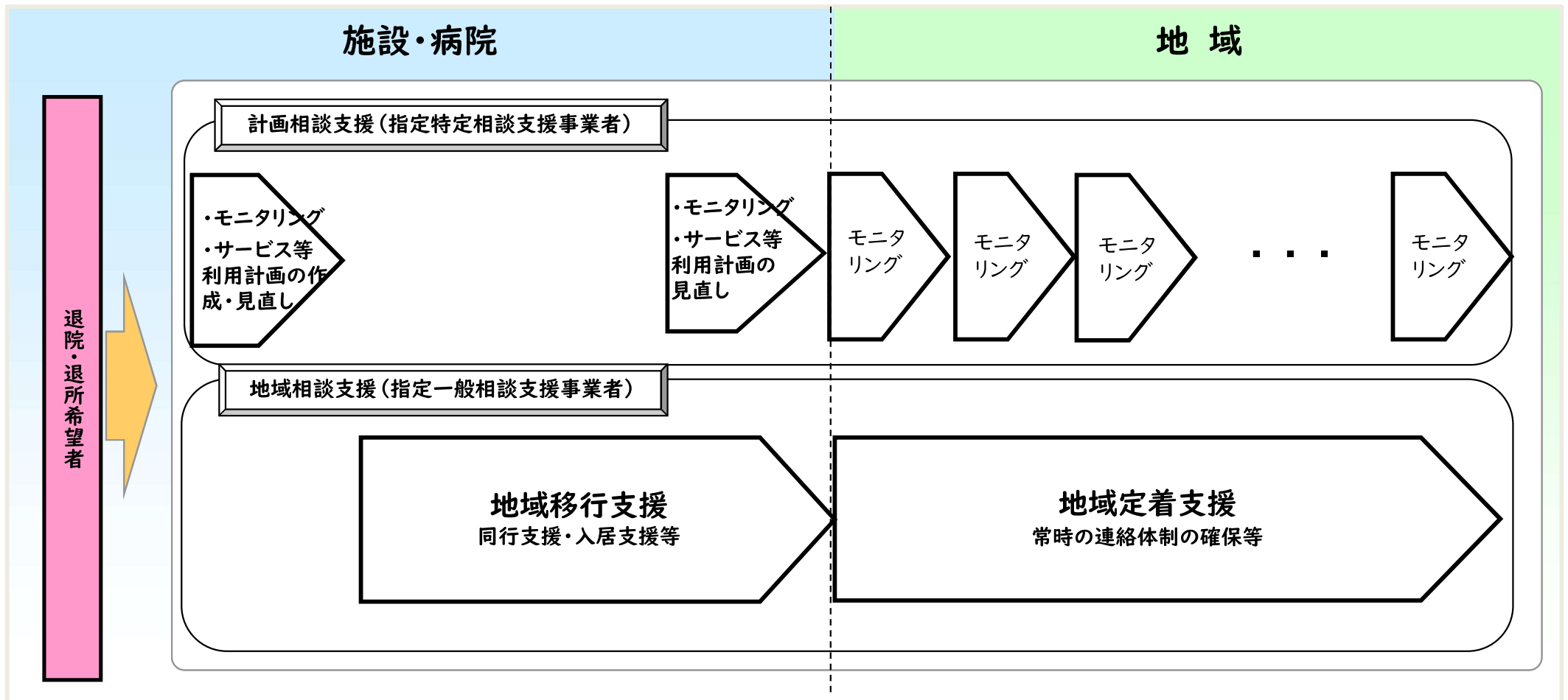
常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

→ 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援。

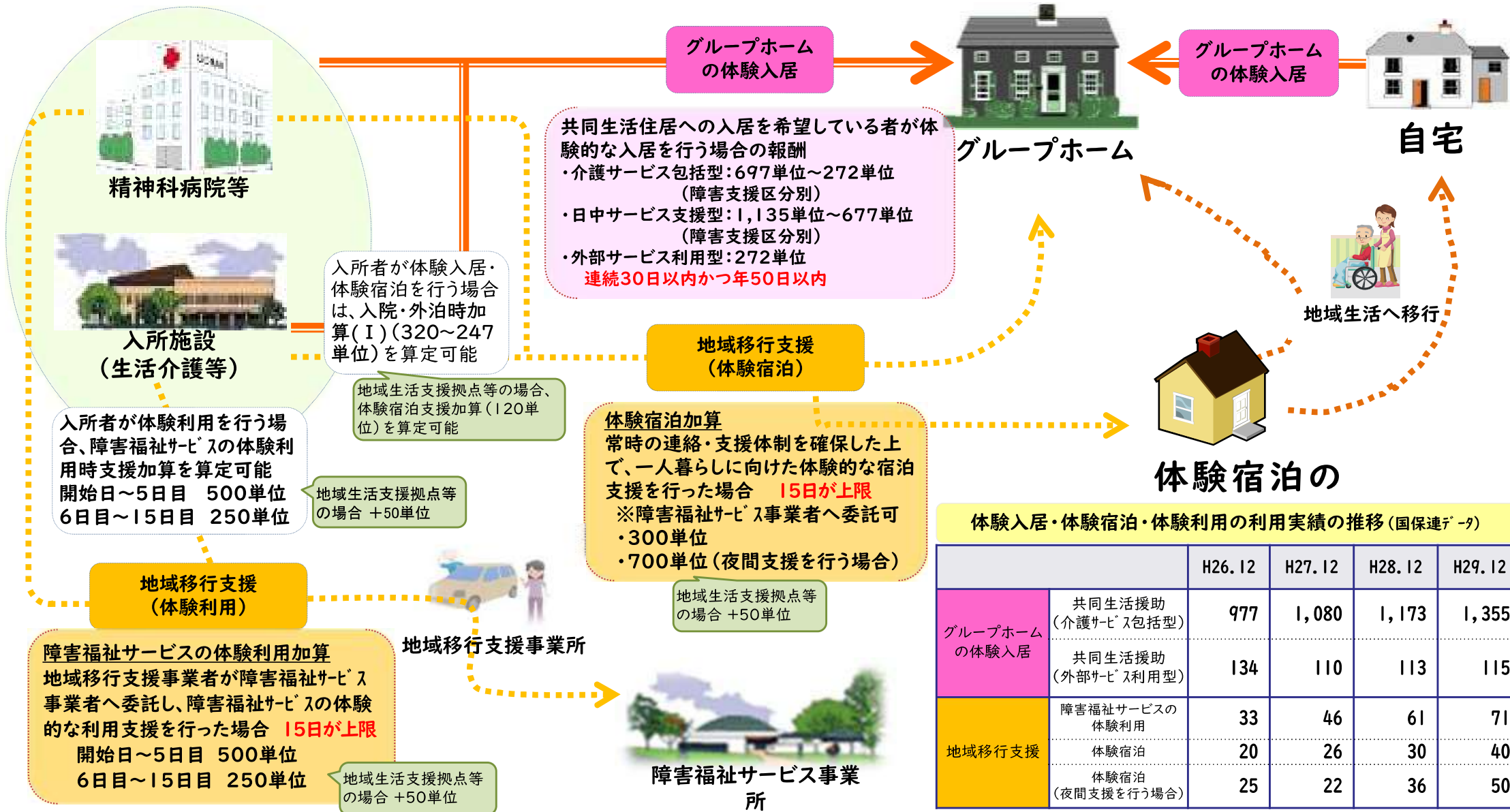
施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 精神科病院からの退院にあたって支援を要する者については、本人や精神科病院から市町村や相談支援事業者連絡し、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



地域移行支援の対象拡大について

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。【平成26年4月1日施行】

➡ 保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大

1. 基本的な考え方に関すること

- 重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
 - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
 - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

2. 保護施設に入所している障害者に関すること

- 保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

3. 矯正施設等に入所している障害者に関すること

- 対象とする矯正施設の種類は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）及び少年院とする。
- 対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定する。
 - ※ 「矯正施設内で行う支援」（入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等）は、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により実施。
 - ※ 具体的には、「刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者」や、「刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者」が想定されるが、具体的な対象施設、対象者の範囲等については関係省庁等とも検討中。
- また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少ないことから、更生保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とする。